

始良市農業委員会総会議事録（7月）

1. 開催日時 平成30年7月31日（火） 午後1時30分～3時20分
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（19人）

1番	松元 信道	11番	内村 洋昭
2番	森 洋一	12番	西 泰行
3番	岩元 律子	13番	堂前 澄男
4番	野元 幸雄	14番	今村 逸子
5番	夏田 恒	15番	内飩 達也
6番	今西 馨	16番	松尾 博好
7番	本村 正一	17番	瀬尾 幹男
8番	坂元 廣幸	18番	市藺 由美子
9番	小長野 誠	19番	米迫 慎二
10番	川島 兼次		

欠席委員 なし

農地利用最適化推進委員 出席委員（11人）

1番	池端 隆志	7番	白尾 親昭
2番	新屋敷 幸一	8番	牧野田 隆平
3番	中村 政芳	9番	大重 孝司
4番	柳迫 勝美	10番	上福元 克己
5番	犬童 博子	11番	松元 健一
6番	宇都 和義	12番	湯脇 博信

欠席委員 5番委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について
4. 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
5. 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4号 農地転用事業計画変更申請について
7. 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について
8. 議案第 6号 非農地証明願について
9. 議案第 7号 農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外・用途変更）につ

- いて
10. 議案第 8 号 農地あっせん申出（借受希望）について
 11. 農地あっせんの経過報告
 12. 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告
 13. その他

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
補佐兼振興係長
振興係主査
農地係長
農地係参事補
農地係主任主査
加治木農林水産係長
始良農林水産係長

	<p>始良市農業委員会総会議事録（平成30年7月） （大会議室に全員着席）</p>
事務局長	<p>姿勢を正してください。</p> <p>一同礼。</p> <p>〔1. 総会の通告〕</p>
議 長	<p>ただいまから、平成30年度第4回始良市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>ただいまの出席農業委員は19名中、19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p style="text-align: center;">————— 会務報告 —————</p>
議 長	<p>それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>資料により説明</p> <p style="text-align: center;">————— 議事録署名委員の指名 —————</p>
議 長	<p>議事日程に入ります。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>『異議なし』</p>
議 長	<p>それでは、15番委員、16番委員にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 会議書記の指名 —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第2、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇補佐と〇〇係長を指名いたします。</p> <p>これからの議案の審議では、農業委員会法第31条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把</p>

	<p>握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。</p>
	<p>————— 議案第1号 —————</p>
議 長	<p>それでは、日程第3、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について議題に供します。</p> <p>1番から13番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1ページでございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会にて審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。</p> <p>公告日は7月31日、契約の始期は8月1日をそれぞれ予定いたしております。</p> <p>契約年数につきましては、1年間で1件、2年間で2件、3年間で2件、5年間で5件、10年間で3件で、合計13件となっております。面積につきましては、合計26,405㎡となっております。</p> <p>農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の2ページから4ページでございますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>以上、第1号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>それでは、1番から13番までについて一括して質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	[質問、意見なし]
議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の1番から13番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第1号農用地利用集積計画（貸借）の意見決定の1番から13番までについては、原案のとおり決定いたしました。</p>
	<p>————— 議案第2号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第4、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p>

	<p>1番から4番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、5ページでございます。今月の申請件数につきましては、4件となっております。</p> <p>先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから4ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、霧島市在住の〇〇。譲渡人、霧島市在住の〇〇、他2名の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町反土字東塩入〇〇番田 507㎡です。以上で1番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、6番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>6番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年7月20日譲受人と事務局職員と申請地で、聞き取りを行いました。譲受人は、霧島市で畑を約4反耕作をされています。機械類は、軽トラ、防除機、トラクターを所有しています。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、2番につきましてご説明いたします。</p> <p>譲受人、鹿児島市在住の〇〇。譲渡人、加治木町小山田在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町小山田字石野〇〇番〇 畑 169㎡です。以上で2番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、3番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>3番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年7月17日譲受人の工場で待ち合わせをし、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、現在桑を栽培されています。機械類もあり、耕作する上で問題ないと思います。</p> <p>当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の3番について事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、3番につきましてご説明いたします。 譲受人、中津野在住の〇〇。譲渡人、住吉在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、住吉字トウベ〇〇番 畑 417㎡です。以上で3番の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、2番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>2番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年7月13日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、現在2町1反ほどの田を耕作しています。機械類は、トラクター、コンバイン、田植え機、乾燥機2台、軽トラック、2トンダンプ等を所有しています。繁忙期には、家族や親戚等の支援をもらっています。申請地については、5月総会で農地の利用目的変更の承認がされていますので、取得後は農機具置場を設置する予定となっています。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、4番につきましてご説明いたします。 譲受人、加治木町木田在住の〇〇。譲渡人、加治木町西別府在住の〇〇、同じく西別府在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町西別府字松木田〇〇番 畑、〇〇番〇 畑、〇〇番〇 畑、〇〇番〇 畑 の計4筆、合計面積2,415㎡です。以上で4番の説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、11番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>11番委員です。それでは、調査報告をいたします。平成30年7月15日譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人夫婦は60代で、農作業に意欲があり、田を4反5畝と畑を3畝耕作しています。機械類は、全てリースで作業しています。 当申請は、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。以上で報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>これより、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から4番について、一括して質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>〔質疑・意見なし〕</p>

議 長	<p>それではお諮りいたします。</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から4番については、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定の1番から4番については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第3号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第5、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。</p> <p>1番から3番について説明をお願いします。</p> <p>まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。</p> <p>1番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、蒲生町上久徳在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町久末字野川沢〇〇番 畑 338㎡、〇〇番 畑 367㎡、〇〇番 畑 475㎡、合計3筆の1,180㎡です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。転用目的は、資材置場です。申請理由は、申請地は事務所に近いので、資材置場として使用したいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等なし。始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。追認のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>4番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、飯塚製作所から南に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が雑種地、西が倉庫と山林、南が山林、北が倉庫と私道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>

議 長	次の2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字樗木原〇〇番 畑 1,536㎡、〇〇番〇 畑 912㎡、〇〇番〇 畑 525㎡、〇〇番〇 畑 656㎡、〇〇番〇 畑 387㎡、合計5筆の4,016㎡です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、山林です。申請理由は、耕作していたミョウガの日除けのために植えたクスノキが大きくなり、また高齢により作付けが難しくなったためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。3,000㎡超えのため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	<p>8番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、上嶽大山神社から南東に約500mの位置です。被害防除の現況は、東が畑と原野、西が道路、南が原野、北が畑です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	次の3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>3番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、加治木町新生町在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字蓑ノ口〇〇番〇 畑 642㎡です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。転用目的は、山林です。申請理由は、耕作不便でイノシシによる被害もあるため、クヌギを植え山林としたいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。始末書の添付があります。追認のため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	8番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、

議 長	<p>第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、丸山喜之助商店から南東に約10mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が市道、南が市道、北が畑と市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>これより、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から3番について、質疑に入ります。 質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	<p>それではお諮りいたします。 議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から3番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	[賛成多数]
議 長	<p>賛成多数により、議案第3号農地法第4条の規定による許可申請の処分決定の1番から3番について、原案のとおり意見の決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。</p>
	<p>————— 議案第4号 —————</p>
議 長	<p>つぎに、日程第6、議案第4号農地転用事業計画変更申請について議題に供します。 1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第4号農地転用事業計画変更申請についてご説明申し上げます。 1番についてご説明申し上げます。 変更前の申請人が、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、脇元字西溝原〇〇番〇 畑 256㎡です。当初の許可は、平成25年10月25日付けの5条許可で、転用目的は陶芸用作業場でした。変更後の申請人は、鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在は、変更前と同一です。転用目的は、面積256の内51㎡を車庫です。理由は、事業継承者〇〇は、隣接する住宅に居住する計画ですが、保有する自家用車2台の置くスペースがないため、申請地が必要であり、当初計画者は業務多忙のため、陶芸を始める目処が立たないため、事業継承者が車庫として利用しよう</p>

議 長	<p>とするものです。議案第5号6番と関連があります。以上です。</p>
委 員	<p>ただいまの説明に関連して、4番推進委員に、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についての6番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
議 長	<p>4番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、重富温泉から東に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>これより、議案第4号農地転用事業計画変更申請について、1番について、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。 議案第4号農地転用事業計画変更申請について、1番について、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第4号農地転用事業計画変更申請についての1番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— 議案第5号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第7、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について議題に供します。 1番から14番について説明をお願いします。 まずは、1番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。 1番についてご説明申し上げます。 譲受人、霧島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、東餅田在住の〇〇、他3名。土地の所在は、東餅田字七反田〇〇番〇 田 1,031㎡です。権利内容は、所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判</p>

議 長	<p>断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成です。申請理由は、当地を宅地分譲の計画に至るためです。生産区画数は、宅地5区画、道路2区画です。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は除外済みのため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>18番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、建昌小学校から南に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が里道、南が里道、北が水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の2番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>2番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人、東京都在住の株式会社〇〇代表取締役〇〇。貸人、下名在住の〇〇。土地の所在は、下名字今見山〇〇番〇 畑 1, 029㎡です。権利内容は賃借権です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、太陽光発電所です。申請理由は、太陽光パネル（モジュール）を360枚設置するため、申請面積を必要とするものであるためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番〇 山林 1, 510㎡と一体利用し、全事業面積は2, 539㎡です。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、4番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>委 員</p> <p>4番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、山田中学校から南西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が里道、西が宅地、南が市道と里道、北が山林です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の3番について事務局の説明を求めます。</p>

	<p>事務局</p> <p>3番についてご説明申し上げます。</p> <p>借人、蒲生町北在住の〇〇。貸人、蒲生町北在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町北字陣ヶ平〇〇番 田 476㎡です。権利内容は使用貸借権です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、資材倉庫1棟の建築面積24㎡です。申請理由は、内装業のための資材倉庫が必要なためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。始末書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。追認のため、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>10番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、スポレク広場から西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が山林転用、西が里道、南が市道、北が山林転用です。申請実現の確実性は、建築中であり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の4番について事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>4番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、鹿児島市在住の〇〇。譲渡人、神奈川県綾瀬市在住の〇〇。土地の所在は、永池町〇〇番〇 畑 358㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、一般住宅用地造成です。申請理由は、閑静な市街地で学校も近く生活環境は揃っているため、一般住宅用地として造成しておきたいためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
	<p>委 員</p> <p>4番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、JAファーム重富店から北に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基</p>

<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次の5番について事務局の説明を求めます。</p> <p>5番についてご説明申し上げます。 譲受人、霧島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、神奈川県川崎市在住の〇〇、他2名。土地の所在は、東餅田字大坪〇〇番〇 田 1, 3 5 5 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が準住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、宅地造成です。申請理由は、宅地分譲(6区画)を建設するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>委 員</p>	<p>ただいまの説明に関連して、17番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>17番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、コスモス始良店から南に約100mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が田、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局</p>	<p>次の6番について事務局の説明を求めます。</p> <p>6番についてご説明申し上げます。 譲受人、鹿児島市在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、脇元字西溝原〇〇番〇 畑 2 5 6の内5 1 m²です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は、車庫1棟の建築面積24. 8 4 m²です。申請理由は、ワゴン車1台を収容する車庫を建築するためです。資金は自己資金で対応し、水利組合の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。隣接地〇〇番 宅地 4 1 1 m²、〇〇番〇 宅地 2 7. 0 9 m²と一体利用し、全事業面積は4 8 9. 0 9 m²です。議案第4号1番と関連があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>本案件については、議案第4号1番で、4番推進委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。 次の7番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>7番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、霧島市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人は3名で、平松在住の〇〇。土地の所在は、平松字狩川〇〇番 田 853㎡、〇〇番〇 田 220㎡、合計2筆の1,073㎡です。譲渡人、横浜市在住の〇〇。土地の所在は、平松字狩川〇〇番 田 654㎡、〇〇番 田 655㎡、合計2筆の1,309㎡です。譲渡人、霧島市在住の〇〇。土地の所在は、平松字狩川〇〇番 田 450㎡です。合計5筆の2,832㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、宅地造成です。申請理由は、当地を宅地分譲の計画に至るためです。生産区画は、宅地11区画、道路1区画、ゴミ置場1か所です。資金は自己資金で対応し、土地改良区等の意見書は区域外のため不要です。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>4番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、重富小学校から北に約300mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地と市道、西が河川、南が河川、北が畑と宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の8番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>8番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、加治木町西別府在住の〇〇。譲渡人、鹿児島市在住の〇〇。土地の所在は、加治木町西別府字前迫〇〇番〇 畑 1,238㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は、山林です。申請理由は、譲渡人が高齢で後継者不在である。所有者不明地となるのを防ぐため、申請地に隣接して居住する譲受人に贈与する。譲受人は杉を植林して将来に備えるためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>7番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、</p>

<p>議 長</p>	<p>第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、高岡公園から西に約900mの位置です。被害防除の現況は、東が山林、西が宅地、南が宅地と山林、北が山林です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>事務局</p>	<p>次の9番について事務局の説明を求めます。</p> <p>9番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、霧島市の〇〇不動産〇〇。譲渡人、霧島市隼人町在住の〇〇。土地の所在は、加治木町小山田字袴田〇〇番〇 田 422㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は建売住宅1棟の建築面積45.75㎡です。申請理由は、申請地に建売住宅1棟を建築するためです。資金は融資で対応し、土地改良区等はなし。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、7番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委 員</p>	<p>7番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、竜門小学校から南に約600mの位置です。被害防除の現況は、東が宅地と原野、西が市道、南が宅地、北が田と宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>次の10番について事務局の説明を求めます。</p> <p>10番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、永池町在住の〇〇。譲渡人、兵庫県加古川市在住の〇〇。土地の所在は、松原町一丁目〇〇番〇 畑 478の内239㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は一般住宅1棟の建築面積68.81㎡です。申請理由は、所有権を移転して申請地に自己の住宅を建築したいためです。資金は融資で対応し、土地改良区等はなし。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、18番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

委員	<p>18番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、松原地区公民館から北西に約50mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が畑、南が宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の11番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>11番についてご説明申し上げます。 譲受人、加治木町木田在住の〇〇。譲渡人、名古屋市在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字東三本松〇〇番畑 261㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種住居地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。 転用目的は一般住宅1棟の建築面積106.5㎡です。申請理由は、現在借家住まいであり、自宅を建築し永住する目的であるためです。資金は融資で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、17番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>1番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地で問題なし。申請地の位置は、南九州病院から東に約200mの位置です。被害防除の現況は、東が市道、西が宅地、南が畑、北が宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の議案に入る前に休憩といたします。 (休憩) 時間になりましたので、議事を再開したいと思います。 次の12番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>12番についてご説明申し上げます。 譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、加治木町西別府在住の〇〇。土地の所在は、加治木町木田字櫛永〇〇番〇田 623㎡、〇〇番〇田 809㎡、合計2筆の1,432㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p>

議 長	<p>転用目的は資材置場です。申請理由は、事業拡張のため、資材置場として利用する目的であるためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、1番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>1番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、木田簡易郵便局から北に約700mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が市道と原野、南が水路、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の13番について事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局</p> <p>13番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、加治木町小山田在住の〇〇。譲渡人、加治木町木田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町小山田字下市来原〇〇番 畑 1, 607㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業あり、農用地区域内農地と判断されます。</p> <p>転用目的は牛舎1棟の建築面積128㎡です。申請理由は、申請地を譲受け、牛舎兼農業用倉庫（乾燥藁、農機具保管用）を建設するためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区の意見書の添付があります。被害防除計画書の添付があります。議案第7号3番と関連があります。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、8番委員に、議案第7号農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外・用途変更）についての3番とも関連がありますので、一括して8番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委 員	<p>8番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、農用地区域内農地であるが、変更後は農業用施設に該当するため問題なし。申請地の位置は、市来原公民館から南に約250mの位置です。被害防除の現況は、東が山、西が山、南が山、北が市道と里道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議 長	<p>次の14番について事務局の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>14番についてご説明申し上げます。</p> <p>譲受人、始良市の株式会社〇〇代表取締役〇〇。譲渡人、蒲生町北在住の〇〇。土地の所在は、蒲生町北字陣ヶ平〇〇番〇田381の内127㎡、〇〇番田947㎡、〇〇番〇田1,291㎡、〇〇番〇田2,653㎡、合計4筆の5,018㎡です。権利内容は所有権移転です。農地区分は、土地改良事業なし、農地の広がり10ha未満ですので、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は山林です。申請理由は、クヌギ植林（シイタケ原木1400本）のためです。資金は自己資金で対応し、土地改良区等はなし。3,000㎡超えのため県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件となります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明に関連して、10番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>10番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第2種農地であるが、その他の農地に該当するため問題なし。申請地の位置は、スポレク広場から西に約150mの位置です。被害防除の現況は、東が水路、西が里道と宅地と雑種地と池、南が宅地、北が水路です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>調査員の皆さん、ご苦労様でした。</p> <p>これより、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から14番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>「質疑・意見なし」</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から14番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>[賛成多数]</p>
<p>議長</p>	<p>賛成多数により、議案第5号農地法第5条の規定による許可申請の処分決定の1番から14番について、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。なお、県農業委員会ネットワーク機構の決議に該当する案件については意見聴取いたします。</p>

	<p>————— 議案第6号 —————</p>
議 長	次に、日程第8、議案第6号非農地証明願について議題に供します。1番について説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、議案第6号非農地証明願についてご説明申し上げます。1番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人、日置市在住の〇〇。所有者、日置市在住の〇〇、他1名。土地の所在は、東餅田字谷村〇〇番〇 畑 331㎡です。農地区分は、都市計画内の用途が第一種中高層住居専用地域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。変更年月日は昭和52年10月1日です。現況は宅地です。申請理由は、亡父が住宅を建築したが、登記地目が畑のまま相続してしまったためです。以上です。</p>
議 長	ただいまの説明に関連して、17番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	17番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第3種農地です。申請地の位置は、帖佐駅から東に約300mの位置です。現況は、申請のとおり宅地となつてから、約41年程度たつていと認められる。周囲の現況は、東が宅地、西が市道、南が畑、北が畑です。非農地として認定するやむを得ない理由は、宅地となつてすでに41年たつており、家屋も建つており、やむを得ないものと認める。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては承認意見であります。以上です。
議 長	これより、議案第6号非農地証明願の1番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それではお諮りいたします。議案第6号非農地証明願の1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第6号非農地証明願の1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
	<p>————— 議案第7号 —————</p>
議 長	次に、日程第9、議案第7号農業振興地域整備計画の変更（農用地区

	<p>域除外・用途変更) について議題に供します。 1 番から 3 番について説明をお願いします。 まずは、1 番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 7 号農業振興地域整備計画の変更(農用地区域除外・用途変更) についてご説明申し上げます。 1 番についてご説明申し上げます。 申請人は東京都の株式会社〇〇代表取締役〇〇。変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は、豊留字貝柄〇〇番 田 8 4 8 の内 1 0 2 m²、所有者は〇〇。〇〇番 田 3 2 3 の内 2 1 9 m²、所有者は〇〇。〇〇番 田 5 8 7 m²、所有者は〇〇。〇〇番 田 9 3 1 m²、所有者は〇〇。〇〇番 田 4 7 4 m²、所有者は〇〇。〇〇番 田 1 3 3 m²、所有者は〇〇他 2 名。合計 6 筆の 2, 4 4 6 m²です。変更前の用途区分は農地です。変更後の用途は、店舗です。補助事業との関連は、兼営圃場整備事業始良地区、昭和 4 6 年から昭和 5 6 年。理由は、店舗新築のためです。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、1 番委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>1 番委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、第 1 種農地です。申請地の位置は、三拾町公民館から北西に約 3 0 0 m の位置です。被害防除の現況は、東が県道、西が田、南が県道と宅地、北が市道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり確実であります。条件及び特記事項は、第一種農地ではありますが、外周部にあり除外やむを得ない。総合意見としまして、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p>
議長	<p>次の 2 番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>2 番についてご説明申し上げます。 申請人は福岡市の〇〇株式会社センター長〇〇。変更区分は農用地区域除外です。土地の所在は、加治木町西別府字オロノ元〇〇番 畑 8 7 4 の内 1 9 m²です。変更前の用途区分は農地です。変更後の用途は、無線基地局です。補助事業との関連は、該当なし。所有者は〇〇。理由は、携帯電話用基地局を建設するためです。補足して申し上げます。無線基地局は、農地転用は不要ですが、農用地区域除外は必要です。以上です。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、8 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>
委員	<p>8 番推進委員です。それでは、調査報告をいたします。農地区分は、</p>

議 長	<p>農用地区域内農地です。申請地の位置は、上嶽大山神社から北に約1,000mの位置です。被害防除の現況は、東が畑、西が市道、南が畑、北が里道です。申請実現の確実性は、自己資金もあり確実であります。条件及び特記事項はなし。総合意見としまして、現地調査委員としましては許可意見であります。以上です。</p> <p>次の3番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>3番についてご説明申し上げます。</p> <p>申請人は加治木町小山田在住の〇〇。変更区分は用途区分変更です。土地の所在は、加治木町小山田字下市来原〇〇番 畑 1,607㎡です。変更前の用途区分は農地です。変更後の用途は、農業用施設用地（牛舎・藁、飼料等の置場）です。補助事業との関連は、県営畑地帯総合土地改良事業十三塚原地区、昭和61年から平成7年です。所有者は〇〇。理由は、牛舎兼農業用倉庫（乾燥藁、農機具保管用）を申請地を譲受け建設するためです。議案第5号13番と関連があります。以上です。</p>
議 長	<p>本案件については、議案第5号13番で、8番委員から報告済でありますので補足説明については、省略いたします。</p> <p>これより、議案第7号農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外・用途変更）の1番から3番について質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第7号農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外・用途変更）の1番から3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
委員	<p>[賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第7号農業振興地域整備計画の変更（農用地区域除外・用途変更）の1番から3番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。</p>
	<p style="text-align: center;">————— 議案第8号 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第10、議案第8号農地あっせん申出（借受希望）について議題に供します。</p> <p>1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第8号農地あっせん申出（借受希望）についてご説明いたします。総会資料は、17ページでございます。今月の申請につき</p>

議 長	<p>ましては、1件となっております。参考資料につきましては、90ページから91ページになりますので、ご審議の参考としてください。</p> <p>それでは、1番をご説明いたします。内容につきましては、借受です。申請者は、鹿児島市在住の〇〇。希望地区は、加治木町日木山楠原。希望面積は、10,000㎡の畑で、作物はたまねぎを予定しています。希望期間は2～3年。希望小作料は標準額となっております。</p> <p>以上、議案第8号の説明を終わります。</p> <p>これより、議案第8号1番について、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 「質疑・意見なし」</p>
議 長	<p>それではお諮りいたします。議案第8号農地あっせん申出（借受希望）の1番について、原案のとおり受理することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p>
	<p>委 員 [賛成多数]</p>
議 長	<p>賛成多数により、議案第8号農地あっせん申出（借受希望）の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。</p> <p>次に、ただいま承認された議案第8号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。</p> <p>各地区それぞれの委員の中から選出していただきたいと思います。自薦他薦いずれでもよろしいです。</p>
	<p>委 員 「意見なし」</p>
議 長	<p>いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。</p> <p>議案第8号農地あっせん申出（借受希望）についての、1番については、12番委員をお願いしたいと思います。</p> <p>事務局案でよろしいでしょうか。</p>
	<p>委 員 「はい」</p>
議 長	<p>それでは、担当になられた委員の方は、よろしく願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">————— 農地あっせんの経過報告 —————</p>
議 長	<p>次に、日程第11、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。</p> <p>まず、事務局からの報告をお願いします。</p>

	事務局 それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。資料の4ページをご覧ください。38番につきましては、売渡としての申請から5年以上経過しておりますので、先般期間満了に伴う通知を出しております。こちらにつきましては、期間満了で終了となります。以上で報告を終わります。
議長	あっせん委員から、何か報告等ございませんか。 それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。
————— 農用地利用集積計画合意解約 —————	
議長	次に、日程第12、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局 それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告をいたします。7月は、1件が提出されております。 内容につきましては、別紙、合意解約（7月分）をのちほどご確認ください。こちらにつきましては、議決不要案件となっておりますのでご理解よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。
議長	ただ今の事務局説明について、発言のある方は、挙手をお願いします。
	委員 「質問・意見なし」
議長	それでは、この案件は報告ですので、これで終わります。 ————— その他 —————
議長	それでは日程13、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。 12番委員。
	委員 ○全国農業新聞の推進についてお願い
議長	他にございませんか。 それでは、以上で本日の議案の審議ならびに、報告事項はすべて終了いたしました。 事務局から何かありますか。
	事務局 ○西日本豪雨災害義援金について説明 ○農地「貸したい」「借りたい」総点検の活動日誌への記入について説明
議長	他にございませんか。

事務局長	それでは以上をもちまして、平成30年度第4回始良市農業委員会総会を閉会いたします。 〔閉会〕 姿勢を正してください。 一同礼。
------	--

議事録署名委員

署名委員	_____
署名委員	_____